

# 新たに開発された農業生産資材の効果を確認してみよう！

## 公益社団法人新潟県農林公社委託試験実施要領

### 第1 目的

新たに開発された生産資材等(農薬を除く。)について、新潟県における適応性とその効果をj確認して普及の参考jに資するため、委託試験を実施する。

### 第2 実施主体

公益社団法人新潟県農林公社(以下「公社」という。)

### 第3 実施方法

- 1 試験の実施を希望する会社等(以下「委託元」という。)は、あらかじめ公社の事業計画策定前に、試験申込書を公社に提出するものとする。
- 2 公社は1により申込みのあったものについて、普及展示ほ・委託試験運営委員会(以下「運営委員会」という。)の指導のもとに実施計画を作成し、関係試験研究機関等(以下「研究機関等」という。)に試験の実施を依頼するものとする。
- 3 研究機関等は、2の実施計画に基づき、運営委員会の指導のもとに試験を実施するものとする。
- 4 公社は、2の実施計画に基づいて研究機関等に委託試験の実施に必要な生産資材及び経費を配布するものとする。
- 5 研究機関等は、当該試験の完了後、その成績を取りまとめ、公社に報告するものとする。
- 6 公社は、成績検討会等を実施して5の成果を取りまとめ、委託元に試験成績の報告を行うとともに、関係機関に送付するものとする。

### 第4 その他

その他必要な事項は、運営委員会において決定する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 【委託試験のお申し込みについて】

別紙様式に必要事項を記入し、(公社)新潟県農林公社青年農業者育成センターに令和2年1月29日(水)までにお申し込み願います。

実施期間：令和2年4月～令和3年3月

経 費：一般的な肥効試験で150,000円(税別)

ホームページ：URL:<http://www.n-ikusei.jp/> から申込書をダウンロードして下さい。

申 込 先：〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2

公益社団法人新潟県農林公社青年農業者等育成センター 担当;和田